

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局



(43) 国際公開日
2007年4月19日 (19.04.2007)

PCT

(10) 国際公開番号
WO 2007/043275 A1

(51) 国際特許分類:

A61F 13/49 (2006.01) A61F 13/56 (2006.01)
A61F 5/44 (2006.01)

(72) 発明者; および

(75) 発明者/出願人 (米国についてのみ): 瀧野 俊介 (TAKINO, Shunsuke) [JP/JP]; 〒7691602 香川県観音寺市豊浜町和田浜 1531-7 ユニ・チャーム株式会社テクニカルセンター内 Kagawa (JP). 三好 貴之 (MIYOSHI, Takayuki) [JP/JP]; 〒7691602 香川県観音寺市豊浜町和田浜 1531-7 ユニ・チャーム株式会社テクニカルセンター内 Kagawa (JP).

(21) 国際出願番号:

PCT/JP2006/318112

(22) 国際出願日:

2006年9月13日 (13.09.2006)

(25) 国際出願の言語:

日本語

(26) 国際公開の言語:

日本語

(30) 優先権データ:

特願 2005-298117

2005年10月12日 (12.10.2005) JP

(74) 代理人: 白浜 吉治, 外 (SHIRAHAMA, Yoshiharu et al.); 〒1050001 東京都港区虎ノ門1丁目4番3号 虎ノ門鳳ビル Tokyo (JP).

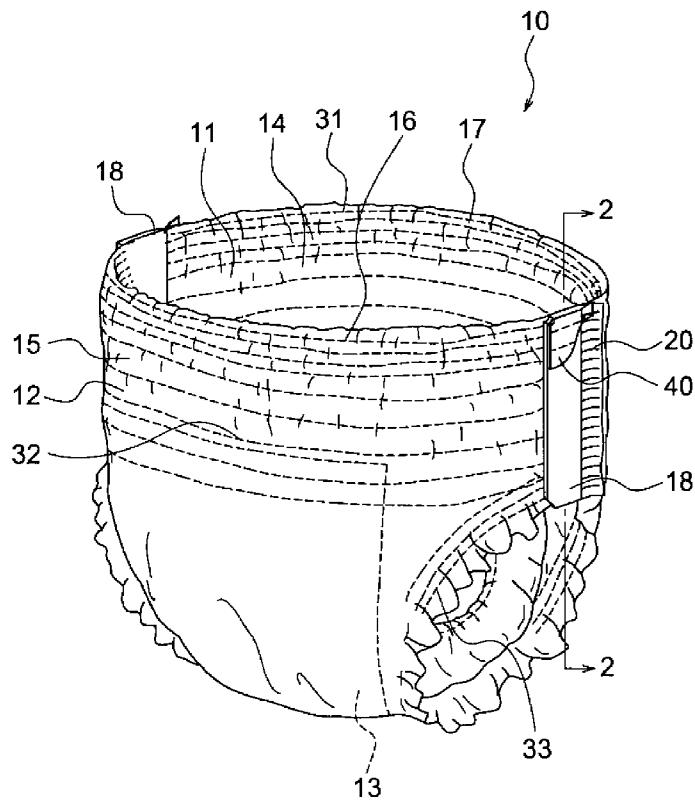
(71) 出願人 (米国を除く全ての指定国について): ユニ・チャーム株式会社 (UNI-CHARM CORPORATION) [JP/JP]; 〒7990111 愛媛県四国中央市金生町下分182番地 Ehime (JP).

(81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ,

[続葉有]

(54) Title: DISPOSABLE WEARING ARTICLE

(54) 発明の名称: 使い捨て着用物品



(57) Abstract: A disposable wearing article in which waist regions overlapped on each other can be easily separated and that does not give uncomfortable feeling to a wearer. The disposable wearing article (10) includes a front panel (16) and a rear panel (17) that have lengths, widths, inner faces (14), outer faces (15), and waist regions that face to each other. The rear panel (17) overlaps the outer side of the front panel (16) at both sides (18) in the width direction of the waist region of the rear panel to connect the front panel (16) and the rear panel (17). The disposable wearing article (10) has holding members (40) at upper ends (21) of the rear panel (17), at portions where the rear panel (17) overlaps the front panel (16). The holding members (40) each have a base end (41) and a head (42) extended from the base end (41). The holding members (40) are connected to the rear panel (17) at the base ends (41), and the heads (42) are each positioned closer to a lower end (22) of the rear panel (17) than the base end (41).

(57) 要約: 重なり合う胴回り域どうしを引き離すことが容易であって、なおかつ着用者が不快感を覚えることのない使い捨て着用物品の提供。 使い捨ておむつ10が、長さ

[続葉有]

WO 2007/043275 A1



LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, LY, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.

- (84) 指定国(表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE,

IS, IT, LT, LU, LV, MC, NL, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類:
— 國際調査報告書

2文字コード及び他の略語については、定期発行される各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語のガイダンスノート」を参照。

方向、幅方向、内面14、外面15、互いに対向し胴周域を有する前パネル部16および後パネル部17を含み、幅方向胴周両側部18で前パネル部16の外側に後パネル部17が重なって、それら前パネル部16および後パネル部17が連結している。使い捨ておむつ10は、後パネル部17の上端部21の、前パネル部16と重なり合っている部分に、摘持片40を備えている。摘持片40は、基端部41と、その基端部41から延びる先端部42とを有し、基端部41において後パネル部17に接続しており、先端部42が、基端部41よりも後パネル部17部の下端部22寄りに位置する。

明細書

使い捨て着用物品

技術分野

[0001] この発明は、使い捨て着用物品に関する。

背景技術

[0002] 実用新案登録第2606778号(特許文献1)および実用新案登録第2607820号(特許文献2)には、前後胴回り域が連結されている対向側部を引き裂くことが容易な使い捨てのパンツ型おむつが開示されている。これらの使い捨てのパンツ型おむつにおける各側部の上端部には、側部から外方へ延出した摘持部が設けてあり、摘持部を摘んで前後胴回り域を切り離すことができる。また、特表2000-504975号公報(特許文献3)には、重なり合うサイドパネルを引き剥がして開放することができる使い捨てのパンツ型おむつが開示されている。この使い捨てのパンツ型おむつは、外側に位置するサイドパネルの側縁に、外方へ向けて配置された摘持部を備えている。

特許文献1:実用新案登録第2606778号公報

特許文献2:実用新案登録第2607820号公報

特許文献3:特表2000-504975号公報

発明の開示

発明が解決しようとする課題

[0003] これらの使い捨てのパンツ型おむつでは、摘持部が、胴回り域を構成するパネルの縁から外方へ突出しているため、摘持部が着用者の肌に当たり、着用者が不快感を覚えることがある。また、重なり合うパネルどうしを引き離すには、摘持部を摘んで下向きに引張る必要があるが、これらの使い捨てのパンツ型おむつにおいては、摘持部が上または横に向いていることから、摘持部を下向きに引張ることが必ずしも容易ではない。

[0004] この発明は、上述のような課題に鑑みてなされたものであり、重なり合う胴回り域どうしを引き離すことが容易であって、なおかつ着用者が不快感を覚えることのない使い

捨て着用物品を提供することを目的とする。

課題を解決するための手段

- [0005] 上記課題を解決するためのこの発明に係る使い捨て着用物品は、長さ方向、幅方向、内面、外面、互いに対向し胴周域を有する第1パネル部および第2パネル部を含み、幅方向胴周両側部で第1パネル部の外側に第2パネル部が重なって、それら第1パネル部および第2パネル部が連結している。この使い捨て着用物品は、第2パネル部の上端部の、第1パネル部と重なり合っている部分に、摘持片を備える。この摘持片は、基端部と、その基端部から延びる先端部とを有し、基端部において第2パネル部に連接しており、先端部が、基端部よりも第2パネル部の下端部寄りに位置することを特徴とする。このような摘持片は、指で摘むことが容易であるとともに、着用者の肌に当たり難い。
- [0006] この発明において、「摘持片が第2パネル部に連接している」とは、摘持片が、第2パネル部とは別体として形成された後に第2パネル部に接合している場合と、摘持片が、第2パネル部と一体的に形成されている場合との両方を含む。いずれの場合においても、摘持片は、可撓性のシート材料から構成されていることが好ましい。摘持片の形状は任意であるが、先端部の平面形状が先細であると、摘み易くて好ましい。
- [0007] 摘持片が、第2パネル部の側縁近傍に位置する一方の側縁部と、一方の側縁部と幅方向に対向する他方の側縁部とを含み、先端部の他方の側縁部において第2パネル部と接合していると、より好ましい。摘持片が、基端部だけでなく上記他方の側縁部においても第2パネル部と接合していることにより、摘持片の先端部が捲れ上がり難くなつて、摘持片が肌に当たつて着用者に不快感を与えることを防止できるとともに、摘持片を下向きに引張つて、第2パネル部をその上端部の角から斜め下に向かって剥がすことが容易になる。
- [0008] この着用物品が、摘持片の先端部と第2パネル部との対向面間に、摘持片を第2パネル部に一時的に固定するための係止手段を備えていると、摘持片を下向きに固定できるからさらに好ましい。係止手段は、繰り返し着脱可能なものが好ましく、例えば、メカニカルファスナの雌雄部材を使用したり、感圧性粘着剤からなる粘着層とそれが止着するプラスチックフィルム等からなる受止片とを組み合わせて使用したりするこ

とが好ましい。

係止手段として、メカニカルファスナの雌雄部材を使用する場合には、雌部材を摘持片に固着させ、雄部材を第2パネル部に固着させてもよく、また、その逆でもよい。第2パネル部が、摘持片との対向面に、メカニカルファスナの雄部材が係合可能なパイル状毛羽を有する場合には、雌部材を省略し、雄部材が摘持片に固着しているだけでもよい。

係止手段として、感圧性粘着剤からなる粘着層とそれが止着するプラスチックフィルム等からなる受止片とを組み合わせて使用する場合には、粘着層および受止片のどちらが摘持片に固着していくてもよい。

上述の係止手段を設けることに代えて、ヒートシールによって摘持片の一部を第2パネル部に仮接着してもよい。

[0009] この発明は、開放型の使い捨て着用物品としても、パンツ型の使い捨て着用物品としても実施することができる。

この使い捨て着用物品が開放型である場合、第1パネル部と第2パネル部とを分離可能に連結する締結手段としては、繰り返し着脱可能なものであれば、メカニカルファスナを用いてもよく、感圧性粘着剤からなる粘着層をプラスチックフィルム等からなる受止片と組み合わせて用いてもよい。

この使い捨て着用物品がパンツ型である場合、第1パネル部と第2パネル部とは、後に容易に切り離すことができるよう接合されていることが好ましい。第1パネル部と第2パネル部とを切り離し容易に接合する手段としては、例えば、幅方向胴周両側部に設けられる接合部を断続的に配置することが挙げられる。また、第1パネル部または第2パネル部に所謂ミシン線を設ける等して、接合部以外の部分でパネル部を容易に引き裂くことができるようにしてあってもよい。

第1パネル部と第2パネル部とは、どちらが前側でもよい。

発明の効果

[0010] この発明に係る使い捨て着用物品によれば、摘持片を摘んで連結している第1パネル部と第2パネル部とを引き離すことが容易であるとともに、摘持片が着用者の肌に当たって着用者に不快感を与える虞がない。

[0011] この発明に係る使い捨て着用物品として使い捨ておむつを例にとり、この発明の実施形態について、図面を参照しながら以下に説明する。ただし、この発明は、実施形態に限定されるものではない。

図面の簡単な説明

[0012] [図1]この発明に係る使い捨ておむつの斜視図。

[図2]図1の使い捨ておむつの2-2線矢視断面図。

[図3]胴周側部における前パネル部の一部を拡大して示す図。

[図4]胴周側部における後パネル部の一部を拡大して示す図。

[図5]後パネル部の上端部側へ展開させた摘持片を示す図と後パネル部に対向している摘持片を示す図。

[図6]摘持片を指で摘んで前後パネル部を引き離す様子を示す図。

符号の説明

[0013] 10 使い捨ておむつ(使い捨て着用物品)

14 内面

15 外面

16 前パネル部(第1パネル部)

17 後パネル部(第2パネル部)

18 胴周両側部

21 上端部

22 下端部

40 摘持片

41 基端部

42 先端部

発明を実施するための最良の形態

[0014] 図1に示されている使い捨ておむつ10は、長さ方向、幅方向、内面14、外面15、互いに対向し胴周域を有する前パネル部16および後パネル部17を含み、主に、透液性の内面シート11と、不透液性であってパイル状毛羽を有する外面シート12と、これら両シート11、12間に介在する体液吸収性の芯材13とで構成されている。対向

する幅方向胴周両側部18では、前パネル部16の外側に後パネル部17が重なって、前パネル部16および後パネル部17が、締結手段を介して連結しており、それによって、胴開口および一対の脚開口が形成されている。

- [0015] 後パネル部17は、幅方向胴周両側部18において内面シート11および外面シート12とは別体のシート部材により構成された切替部19を含んでいる。切替部19を構成するシート部材は、後パネル部17のその他の部分を構成している内外面シート11, 12と合掌状に重なり合い、後パネル部17の上端部21と下端部22との間に形成された接合部位20において、内外面シート11, 12と接合している。切替部19を構成するシート部材は、外面シート12と同様に、不透液性であって、パイル状毛羽を有する。

図2に示されているように、前後パネル部16, 17を連結するための上記締結手段は、前パネル部16の外面15に取り付けられているプラスチックフィルムからなる受止片24と、後パネル部17の内面14に形成されている粘着層25とからなる。粘着層25は、切替部19の内面14に取り付けられた基材に感圧性粘着剤が塗布されて形成されている。

- [0016] 前後パネル部16, 17には、胴周弹性部材31および脚周弹性部材33が、それぞれ、胴開口および脚開口に沿って取り付けられている。前後パネル部16, 17の胴周弹性部材31より下側には、胴周および脚周弹性部材31, 33の伸長応力よりも低い伸長応力を有し、幅方向に延びる胴周補助弹性部材32が取り付けられている。胴周弹性部材31, 胴周補助弹性部材32および脚周弹性部材33は、内面シート11および外面シート12の間に挟まれており、内外面シート11, 12の少なくともどちらか一方に、伸長状態下にホットメルト等の公知の接着剤(図示せず)によって接合されている。

各弹性部材31, 32, 33は、前パネル部16の受止片24が固定されている部分および後パネル部17の粘着層25が形成されている部分には、存在していないか、または存在していても前後パネル部16, 17を構成するシート部材には接合していないことが好みしい。

- [0017] 図3に示されているように、胴周両側部18において、前パネル部16の外面15に固定されている受止片24は、前パネル部16の上下端部21, 22の一部を残して前パネ

ル部16の外面15を覆っていることが好ましい。図4に示されているように、後パネル部17の内面14に形成されている粘着層25も、後パネル部17の上下端部21, 22の一部を残して後パネル部17の内面14を覆っていることが好ましい。すなわち、後パネル部17の上下端部21, 22には、粘着剤が塗布されていないドライエッジが存在していることが好ましい。

後パネル部17の幅方向の側縁の上端は、角丸である。その角丸の部分を含む後パネル部17の上端近傍の一部分19aは、その他の部分と色が異なっている。

[0018] 後パネル部17の上端部21の、前パネル部16と重なり合う部分に、摘持片40が設けられている。摘持片40は、切替部19を構成するシート部材により後パネル部17と一体的に構成されており、基端部41と、その基端部41から延びる先端部42とを有し、基端部41において後パネル部17に連接している。基端部41は、後パネル部17の上端部21の、粘着剤で覆われていない部分に位置している。先端部42は、基端部41よりも後パネル部17の下端部22寄りに位置している。

摘持片40は、幅方向に対向する一対の側縁部43a, 43bを含んでいる。この一対の側縁部43a, 43bのうち、後パネル部17の側縁近傍に位置する一方の側縁部43bは、後パネル部17の側縁に沿うように直線状に延びている。側縁部43bと幅方向に対向する他方の側縁部43aは、基端部41の近傍では切替部19の幅方向の側縁に揃うように直線状に延びているが、途中から側縁部43bに近づくように先端に向かつて曲線を描いて延びている。

図5に示されているように、摘持片40は、先端部42が後パネル部17の外面15と対向するように折曲され、先端部42の側縁部43aにおいて基端部41近傍の一部分のみが接合部20により後パネル部17と接合している。

[0019] 摘持片40の先端部42の、後パネル部17との対向面には、メカニカルファスナの雄部材44が取り付けられている。対する切替部19の摘持片40との対向面、すなわち後パネル部17の切替部19における外面15を構成するシート部材は、メカニカルファスナの雄部材44が係合可能なパイル状毛羽を有している。摘持片40は、このメカニカルファスナの雄部材44を介して、後パネル部17に一時的に固定されている。

[0020] 図6に示されているように、上記締結手段を介して連結している前後パネル部16,

17を引き離すときには、摘持片40を指で摘んで後パネル部17から剥がし、そのまま下方に摘持片40を引っ張る。すると、後パネル部17は、図の左上角に位置する側縁部43bの上端から右下へ斜めに剥がれていく。上述したとおり、後パネル部17の上端部21には粘着剤が塗布されていないドライエッジが存在しているから、後パネル部17が側縁部43bの上端から剥がれ始めると、前パネル部16の受止片24と後パネル部17の粘着層25との対向面間に剥離力が作用するので、後パネル部17が前パネル部16から剥離し易い。このように、この使い捨ておむつ10では、後パネル部17の上端部21にドライエッジが存在し、摘持片40の側縁部43aの基端部41近傍の一部分が接合部20において後パネル部17と接合していることにより、摘持片40を斜め下向きに引張って前後パネル部16, 17を引き離すことが容易である。

この使い捨ておむつ10では、繰り返し着脱可能な締結手段を介して前後パネル部16, 17が連結しているから、おむつの汚れ具合の確認を繰り返し行うことができる。摘持片40の先端部42が、基端部41よりも後パネル部17の下端部22寄りに位置し、摘持片40がほぼ下向きに延びているから、おむつの着用中に摘持片40が邪魔にならず、着用者に不快感を与えることがない。また、摘持片40の先端部42と前パネル部16との対向面間に、一時的な係止手段としてメカニカルファスナの雄部材44が設けられているから、摘持片40が捲れ上がることがない。このメカニカルファスナの雄部材44は、使用後のおむつを廃棄するときに、丸めたおむつの端を留めるのにも役立てることができる。さらにまた、摘持片40が設けられている後パネル部17の上端部21の一部分19aが、その他の部分と色が異なっていることにより、そこに摘持片40が設けられていることを容易に認識することができる。

[0021] 後パネル部17の切替部19を省略し、後パネル部17を構成している内面シート11および外面シート12で、摘持片40を後パネル部17と一体的に形成してもよい。

後パネル部17と別体として形成された摘持片40が、基端部41において第2パネル部の上端部21に接合していくてもよい。

摘持片40の形状は図示のものに限られない。摘持片40は、対向側縁部がほぼ平行に延びた矩形の先端部42を有するものでもよく、先端部42の対向側縁部どうしが互いに近づき合うように延びている先細の先端部42を有するものでもよい。

摘持片40は、先端部42の側縁部43aにおいて後パネル部17と接合していくてもよい。指で摘むことができる部分が残されている限りは、摘持片40が、先端部42の対向する両側縁部43a, 43bで後パネル部17に接合していくてもよい。摘持片40の指で摘むことができる部分の長さが、およそ20～30mmであると好ましい。また、摘持片40は、一側縁部の一部だけでなく、一側縁部の全体にわたって後パネル部17に接合していくてもよい。摘持片40の側縁部は、連続的に接合されてもよく、断続的に接合されてもよい。

[0022] 図示の使い捨ておむつ10では、摘持片40を後パネル部17に一時的に固定するための係止手段として、メカニカルファスナの雄部材のみを使用しているが、摘持片40に取り付けられている雄部材が係合可能なメカニカルファスナの雌部材を後パネル部17の外面15に取り付けてもよい。その場合には、摘持片40に雌部材が取り付けられ、後パネル部17に雄部材が取り付けられてもよい。また、メカニカルファスナの雌雄部材に代えて、感圧性粘着剤からなる粘着層とプラスチックフィルムとからなる受止片とを組み合わせて係止手段としてもよい。係止手段は省略することもできる。摘持片40を後パネル部17に一時的に固定する代わりに、摘持片40の先端部42における一部のみをヒートシール等の手段によって後パネル部17に固着してもよい。

図示の使い捨ておむつ10は、摘持片40が設けられている後パネル部17の上端部21の一部分19aは、その他の部分と同じ色であってもよい。

[0023] 前パネル部16および後パネル部17を連結する締結手段として、受止片24と粘着層25との組み合わせに代えて、メカニカルファスナの雌雄部材を使用してもよい。その場合、前パネル部16および後パネル部17のどちらに雄部材を取り付けてもよい。後パネル部17に雄部材を取り付ける場合には、対向する前パネル部16の外面15を形成している外面シート12が、メカニカルファスナの雄部材が係合可能なパイル状毛羽を有しているから、雌部材を省略することができる。

幅方向胴周両側部18で重なり合っている前後パネル部16, 17が、締結手段を介さずに接合していくてもよい。その場合には、後に、手で引き離すことができるよう前に後パネル部16, 17が接合しているか、接合部以外で前後パネル部16, 17を容易に引き裂くことができる部分を含んでいることが好ましい。前後パネル部16, 17を手で

引き離すことができるよう接合するには、例えば、幅方向に延びる複数の接合線を、パネル部の上下端部21, 22の間で間隔をあけて設ける。この場合、摘持片40は、パネル部の上端部21における上記接合線の近傍に設けられることが好ましい。幅方向胴周両側部18において前後パネル部16, 17を容易に引き裂くことができる部分を設けるには、例えば、パネル部の上端部21から下端部22に延びるミシン線を形成する。この場合、摘持片40は、パネル部の上端部21における上記ミシン線の近傍に設けられることが好ましい。

図示のものとは異なり、使い捨ておむつ10の幅方向胴周両側部18において、後パネル部17の外側に前パネル部16が重なって、前パネル部16の上端部21に摘持片40が設けられてもよい。

[0024] 内面シート11および外面シート12には、不織布、織布、およびプラスチックフィルムなど、この種の物品で通常用いられる公知のシート材料を適宜選択して用いることができる。

芯材13には、粉碎パルプと高吸水性ポリマー粒子との混合物を液透過性または液透過性と液拡散性とに優れたティッシュペーパや不織布等のシート材料で被覆したものや、粉碎パルプをそのようなシート材料で被覆したもの等を使用することができる。

前後パネル部16, 17を連結する締結手段として粘着層を用いる場合、粘着層は、公知のプラスチックフィルム、例えば、延伸されたポリプロピレンフィルムからなる基材に、この種の物品に通常用いられるゴム系、アクリル系、エポキシ系、およびシリコーン系粘着剤などの公知の感圧性粘着剤を約10～50ミクロンの厚みで塗布することにより形成すると好ましい。この粘着層に対向する受止片には、公知のプラスチックフィルム等を用いることができる。

[0025] 摘持片40は、上記締結手段の係合を解いて前後パネル部を引き離すために必要な引張力に耐え得る強度を有するものであれば、不織布、織布、およびプラスチックフィルムなど、この種の物品で通常用いられる公知のシート材料の中から適宜選択して用いることができるが、可撓性および柔軟性を有するシート材料であると好ましい。複数枚のシートを重ねて摘持片40としてもよい。

[0026] 摘持片40を後パネル部17に一時的に固定するための係止手段としては、公知のメカニカルファスナの雌雄部材を用いるか、または公知の感圧性粘着剤により形成された粘着層とそれに対向する公知のプラスチックフィルム等からなる受止片とを組み合わせて用いることができる。

弾性部材31, 32, 33には、天然ゴム、合成ゴム、ウレタンフォームなど公知の材料からなる糸ゴムや平ゴム等を使用することができる。

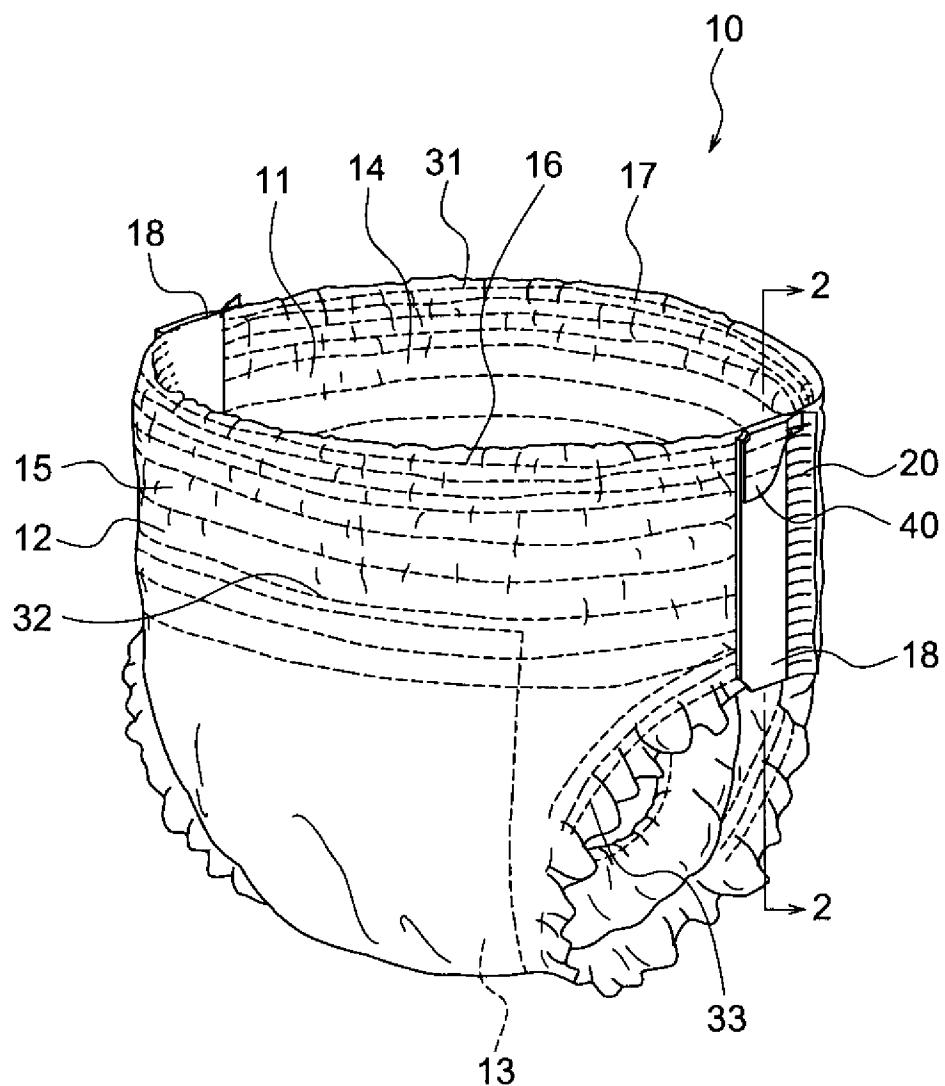
各部材どうしの接合は、ホットメルト接着剤等の接着剤を用いた接着や、熱あるいは超音波による溶着など、周知慣用の接合手段により行うことができる。

本発明は、パンツ型の使い捨ておむつ以外に、トレーニングパンツや、失禁患者用パンツ、生理用ショーツ等のパンツ型の使い捨て着用物品として実施することができる。

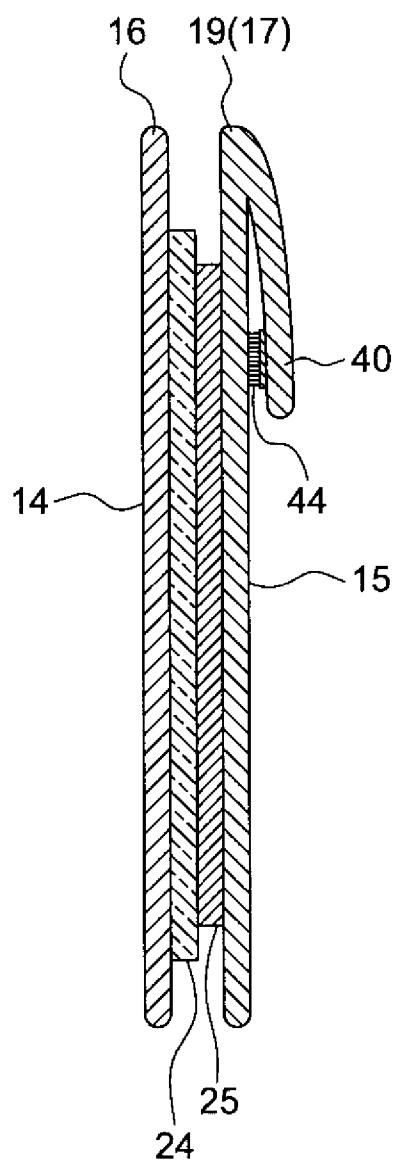
請求の範囲

- [1] 長さ方向、幅方向、内面、外面、互いに対向し胴周域を有する第1パネル部および第2パネル部を含み、幅方向胴周両側部で前記第1パネル部の外側に前記第2パネル部が重なって、それら第1パネル部および第2パネル部が連結している使い捨て着用物品において、
前記第2パネル部の上端部の、前記第1パネル部と重なり合っている部分に、摘持片を備え、
前記摘持片は、基端部と、その基端部から延びる先端部とを有し、前記基端部において前記第2パネル部に連接しており、前記先端部が、前記基端部よりも前記第2パネル部の下端部寄りに位置することを特徴とする前記着用物品。
- [2] 前記摘持片が、前記第2パネル部の側縁近傍に位置する一方の側縁部と、前記一方の側縁部と幅方向に対向する他方の側縁部とを含み、前記先端部の前記他方の側縁部において前記第2パネル部と接合している請求項1記載の着用物品。
- [3] 前記摘持片の前記先端部と前記第2パネル部との対向面間に、前記摘持片を前記第2パネル部に一時的に固定するための係止手段を備えている請求項1または2記載の着用物品。
- [4] 前記第1パネル部および前記第2パネル部が、締結手段を介して分離可能に連結している請求項1～3のいずれか1項に記載の着用物品。

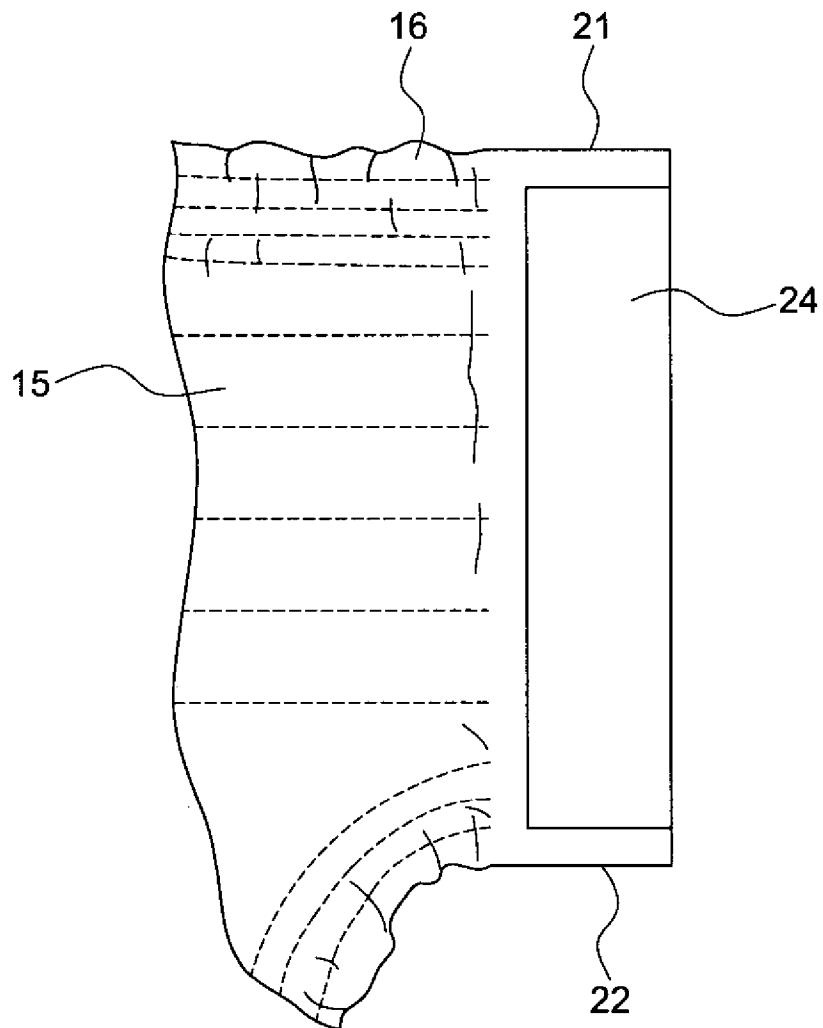
[図1]



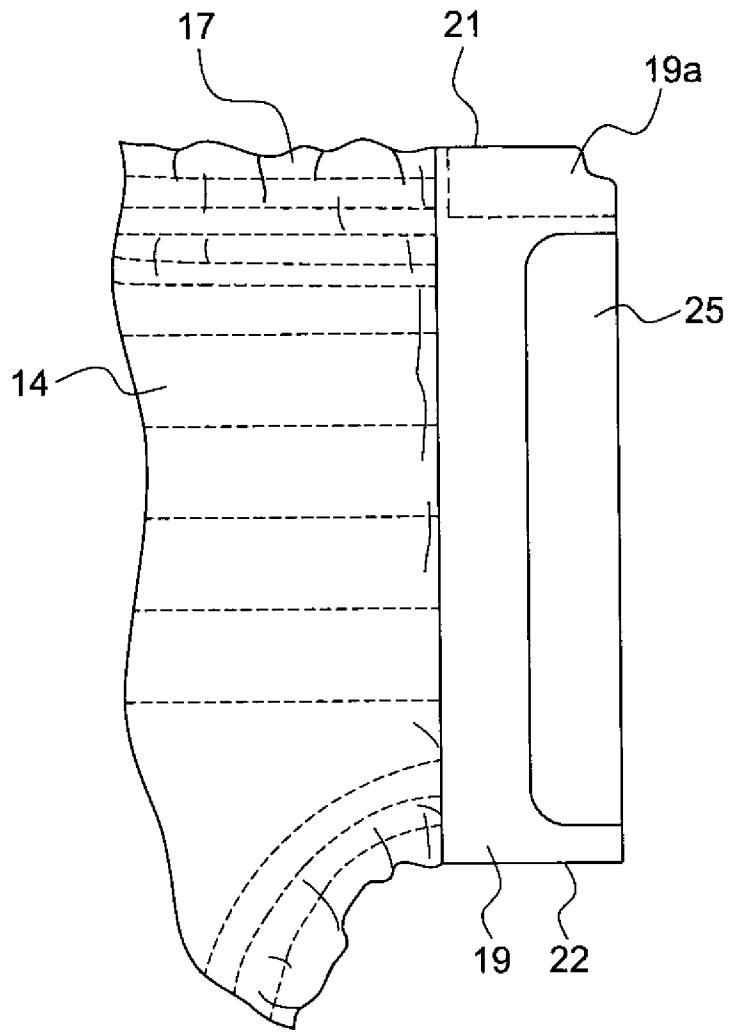
[図2]



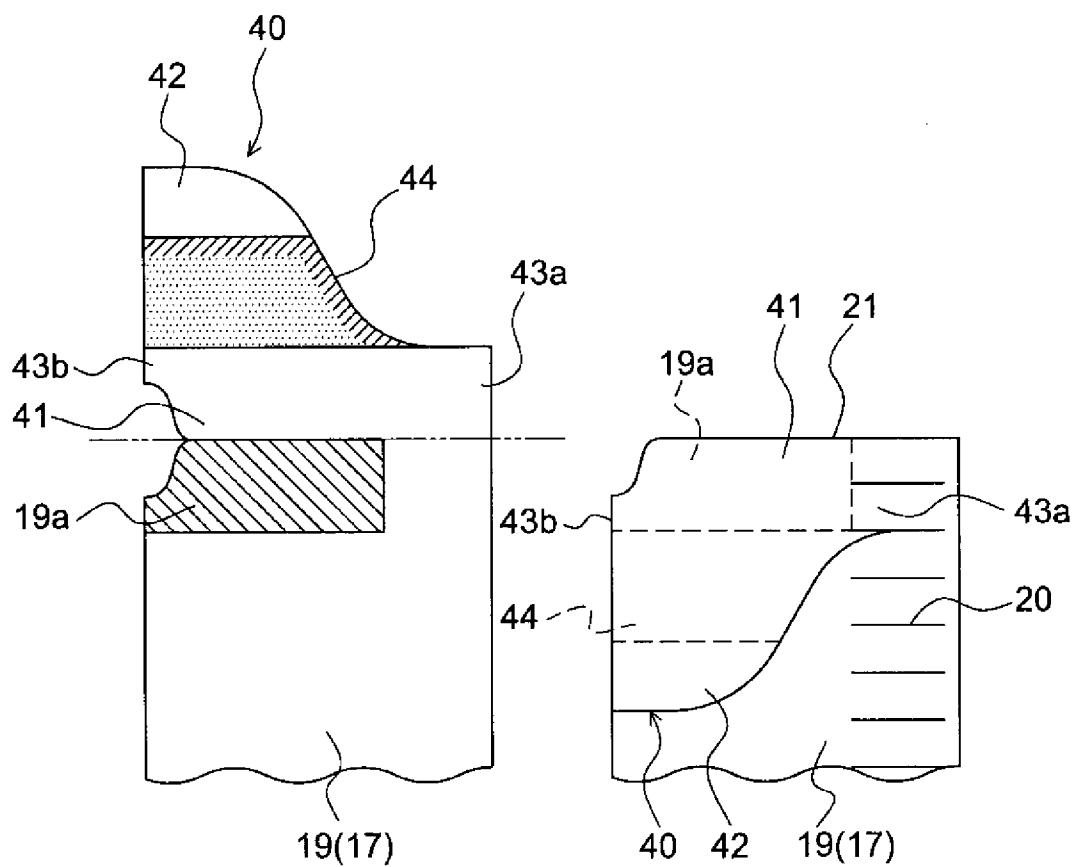
[図3]



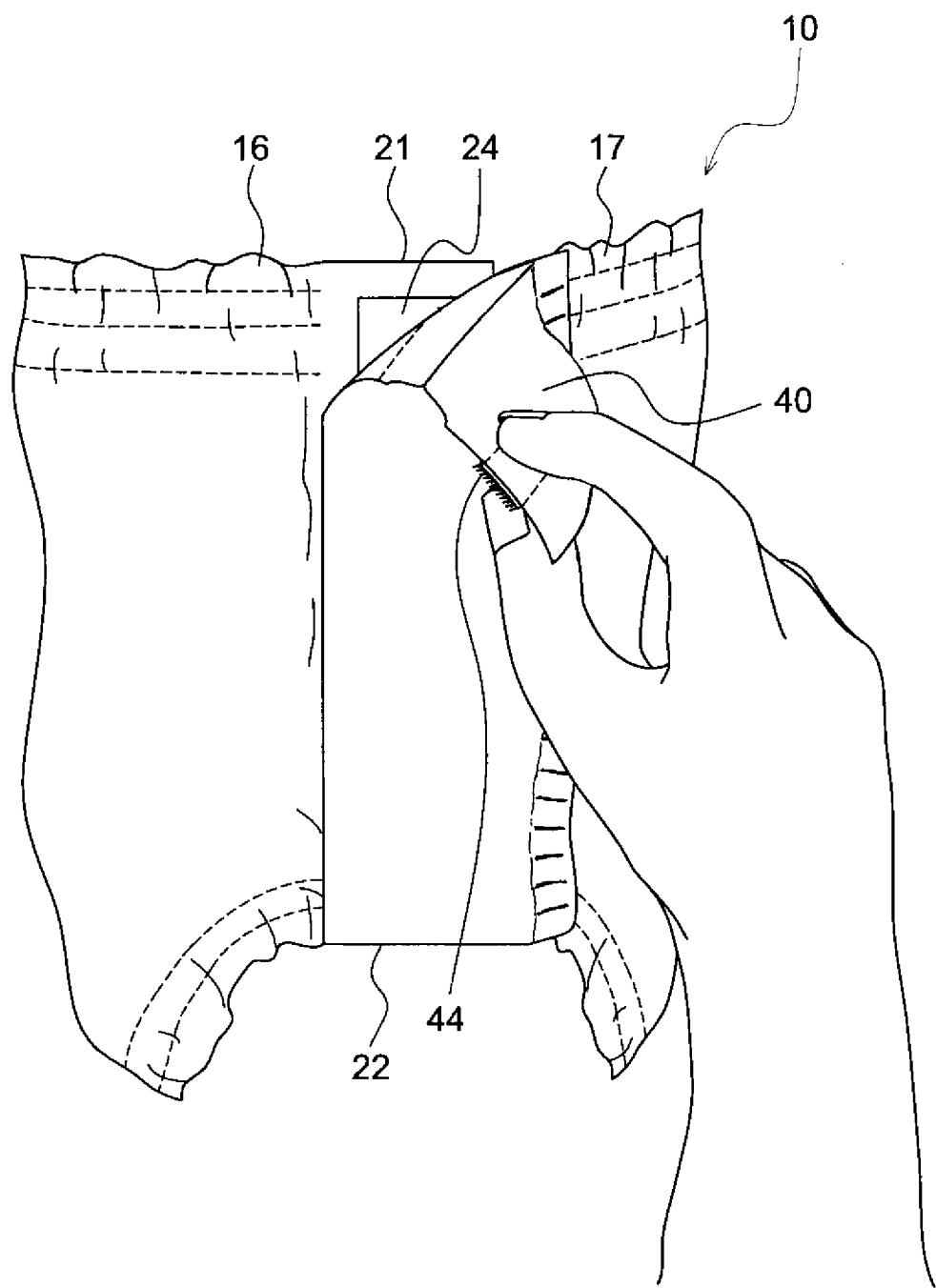
[図4]



[図5]



[図6]



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2006/318112

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

A61F13/49(2006.01)i, A61F5/44(2006.01)i, A61F13/56(2006.01)i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

A61F13/15-13/84, A61F5/44

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

<i>Jitsuyo Shinan Koho</i>	<i>1922-1996</i>	<i>Jitsuyo Shinan Toroku Koho</i>	<i>1996-2006</i>
<i>Kokai Jitsuyo Shinan Koho</i>	<i>1971-2006</i>	<i>Toroku Jitsuyo Shinan Koho</i>	<i>1994-2006</i>

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	JP 10-512033 A (Kimberly-Clark Worldwide, Inc.), 17 November, 1998 (17.11.98), & US 5605735 A1 & EP 800378 A	1-4
A	Microfilm of the specification and drawings annexed to the request of Japanese Utility Model Application No. 89254/1974 (Laid-open No. 19930/1976) (Kabushiki Kaisha Shikinami), 13 February, 1976 (13.02.76), (Family: none)	1-4
A	JP 2004-305598 A (Kao Corp.), 04 November, 2004 (04.11.04), (Family: none)	1-4

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

* Special categories of cited documents:

- "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance
- "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date
- "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)
- "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means
- "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

- "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
- "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
- "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
- "&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search
27 September, 2006 (27.09.06)

Date of mailing of the international search report
03 October, 2006 (03.10.06)

Name and mailing address of the ISA/
Japanese Patent Office

Authorized officer

Facsimile No.

Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2006/318112

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	CD-ROM of the specification and drawings annexed to the request of Japanese Utility Model Application No. 10913/1998 (Laid-open No. 147/1999) (Uni-Charm Corp.), 30 November, 1999 (30.11.99), & US 5163932 A1 & EP 483692 A1	1-4

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC））

Int.Cl. A61F13/49 (2006.01)i, A61F5/44 (2006.01)i, A61F13/56 (2006.01)i

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC））

Int.Cl. A61F13/15 - 13/84, A61F5/44

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2006年
日本国実用新案登録公報	1996-2006年
日本国登録実用新案公報	1994-2006年

国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
A	JP 10-512033 A (キンバリー クラーク ワールドワイド インコーポレイテッド) 1998.11.17 & US 5605735 A1 & EP 800378 A	1-4
A	日本国実用新案登録出願 49-89254 号(日本国実用新案登録出願公開 51-19930 号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (株式会社シキナミ) , 1976.02.13 (ファミリーなし)	1-4

 C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

- 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
- 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
- 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）
- 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
- 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

- 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
- 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
- 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
- 「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日 27. 09. 2006	国際調査報告の発送日 03. 10. 2006
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官（権限のある職員） 内山 隆史 電話番号 03-3581-1101 内線 3320

C (続き) . 関連すると認められる文献		関連する請求の範囲の番号
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	
A	JP 2004-305598 A (花王株式会社) 2004.11.04 (ファミリーなし)	1-4
A	日本国実用新案登録出願 10-10913 号(日本国実用新案登録出願公開 11-147 号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録した C D - R O M (ユニ・チャーム株式会社) , 1999.11.30 & US 5163932 A1 & EP 483692 A1	1-4